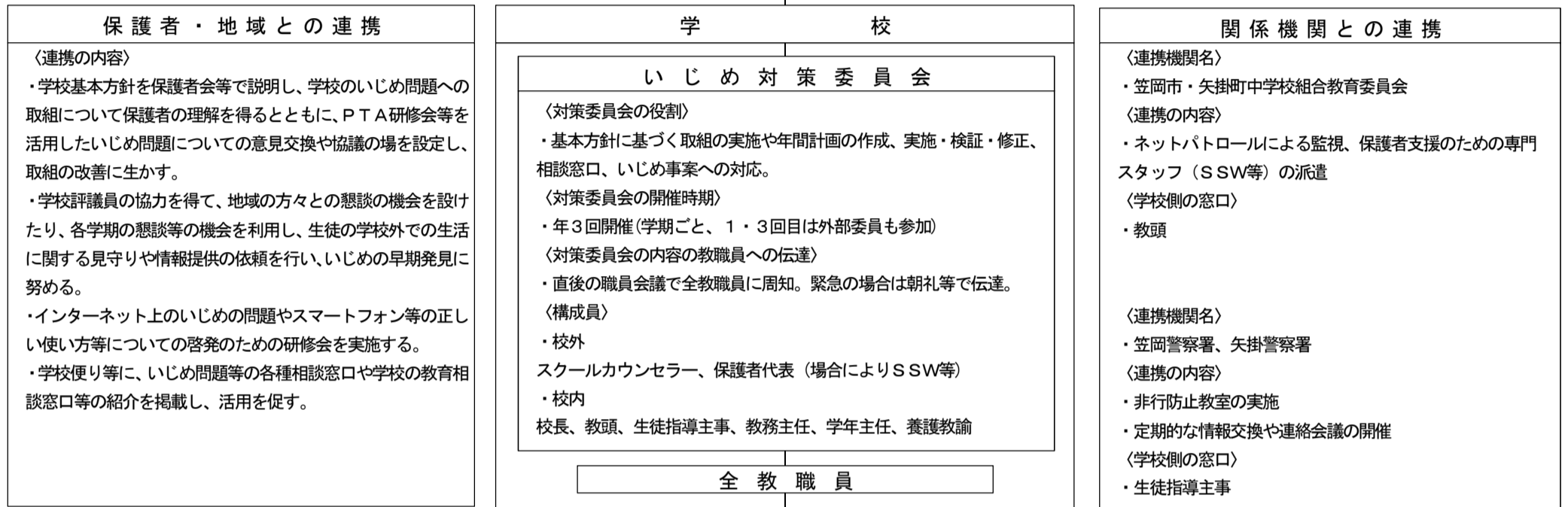


いじめに関する現状と課題

- ・本校のいじめの認知件数は年間数件程度で推移している。そのほとんどは「いやな思いをした」「疎外感を感じた」等の精神的な苦痛を覚えたというものである。概ね上級生になるに従って減少する傾向にあることから、いじめの未然防止が重要であると考えられる。
- ・発生のほとんどは、学級や部活動での人間関係のトラブルがきっかけとなっている。なお、生徒の教訓はスマートフォンやPCを用いてメールのやりとりや掲示板を利用している。今後SNS等への書き込みに起因する生徒間トラブルが原因となるものが増加する可能性も十分に考えられる。
- ・未然防止の取組を推進するには、ほかの分掌組織とも連携した横断的な取組や、いじめの早期発見、適切な対処のための教職員研修の充実も必要である。

いじめ問題への基本的な考え方

- ・学校をあげた横断的な取組を推進するため、いじめ対策委員会には、生徒指導主事をはじめ、教務主任や学年主任、養護教諭等も参画し、それぞれの立場から実効のないいじめ問題の解決のための取組を行う。また、生徒のSNS等の利用実態調査を行い、その結果を基に、校内研修や講演会等を行い、生徒の情報モラルについての教育の推進を図る。
 - ・いじめの未然防止に向けた生徒の主体的な活動を進めるとともに、誰もが活躍できる機会を設けることで、自己有用感や充実感を感じられる学校づくりを進める。
 - ・いじめの早期発見のために定期的にアンケートを実施し、必要に応じて教育相談を行うとともに、得られた情報を教職員間で共有を図る。
- 〈重点となる取組〉
- ・「いじめについて考える週間」において、生徒会が実施する取組を支援し、いじめを許さず、トラブルを自分たちで進んで解決しようとする意識の高揚を図る。
 - ・生徒のインターネットやSNSの利用実態を踏まえ、教職員研修を行うとともに、各学年ですべての生徒に対して情報モラルに関する授業を計画的に実施する。



学校が実施する取組

①	いじめの防止	<p>(教員研修)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教職員の指導力向上のための研修として、教育センターや携帯電話事業会社から講師を招聘し、情報モラル等指導上の留意点についての研修会を行う。 <p>(生徒会活動)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・いじめについて考える週間において、生徒会や各種委員会主催の、生徒自らが考え企画するいじめ防止の意識を高めるための取組を進める。 <p>(居場所づくり)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日ごろの授業や行事等の特別活動の中で、誰もが活躍できる機会を設け、自己有用感や充実感を感じられる学校づくりを進める。また、発達や性に関する障害のある生徒や、外国につながるルーツをもつ生徒等、特に配慮が必要な生徒については、日常的に適切な支援を行う。 <p>(情報モラル教育)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ネット上のいじめを防止するために、情報機器の利便性ととも、情報を発信する責任を自覚し、適切に利用できる力を身につけるための情報モラルに関する授業を行う。 <p>(身につけさせる力)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生徒の訴える力の育成や互いに支え合う風土を培うとともに、道徳教育や人権教育の充実を通して、いじめの問題を自分のこととしてとらえ、いじめと正面から、向き合うことができるようにする。
②	早期発見	<p>(実態把握)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日々の休み時間での観察や生活ノートの記録確認、定期的なアンケートおよび各学期の教育相談を実施することで、生徒の生活の様子と実態を十分に把握し、いじめの早期発見を図る。 ・けんかやふざけ合いであっても、背景にある事情の調査を丁寧に行い、いじめに該当するか否かを判断する。 <p>(相談体制の確立)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相談担当の教職員を生徒に周知すると同時に、すべての教職員が生徒の変化を見逃すことなく、きめ細かく声かけを行い、生徒がいつでも悩みやいじめについて相談したりできるような体制を整える。 <p>(情報共有)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生徒の気になる変化や行為があった場合、「5W1H」の記録を残し、教職員間で常に情報共有できる体制をつくる。また、生徒の状況等は事実関係や指導の経緯等の情報を適切に記録し、保管する。 <p>(家庭への啓発)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・いじめの早期認知につながるよう、家庭での生徒の様子を見つめるための資料を配布して、家庭におけるいじめへの対応に関する啓発を行う。
③	いじめへの対処	<p>〈いじめの有無の確認〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本校生徒がいじめを受けているとの通報を受けたり、その可能性が明らかになったときは、速やかにいじめの事実の有無の確認を行うとともに、速やかに、いじめ対策委員会に情報を報告する。 <p>(いじめへの組織的対応の検討)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・いじめへの組織的な対応を検討するため、いじめ対策委員会を開催する。 <p>(いじめられた生徒への支援)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・いじめがあったことが確認された場合には、いじめられた生徒を最後まで守り抜くことを最優先に、当該生徒及びその保護者に対して支援を行う。 ・本人及び保護者に心身の苦痛を感じていないか面談等で確認し、いじめ行為がやんでいる状態が少なくとも3ヶ月以上続いている場合、いじめが解消していると考える。 <p>(いじめた生徒への指導)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・いじめた生徒に対しては、いじめは絶対に許されない行為であり、相手の心身に及ぼす影響等に気付かせるなど、適切かつ毅然とした対処を行うとともに、当該生徒の周囲の環境や人間関係など、その背景を十分に把握し、保護者の協力を得ながら、健全な人間関係をはぐくむことができるよう指導を行う。